

「名護市自転車ネットワーク基盤整備調査業務委託」仕様書

1 業務の目的

本業務の本来の目的は、利便性に優れた合理的な自転車ネットワークの設定及び個々の自転車道の整備優先度を明らかにする自転車道整備プログラムの策定であるが、単なる移動経路としての自転車ネットワークの基盤整備の調査というだけではなく、名護市のまちづくり（交通・観光・環境・経済・景観・健康）を深く考察した上で、それにより良い効果をもたらす自転車ネットワークのあり方を探求することも重要な側面である。

よって、その策定には、本市を取り巻く社会情勢に精通し、高度な技術と交通ネットワークに関する知識・経験を備えた受託者が必要不可欠であると勘案し、本業務の受託者選定には、予算の範囲内で優れた技術提案を行なったものを選定できるプロポーザル方式を採用した。

2 参加資格

- ①名護市の入札指名人名簿に登載されていること
- ②名護市から指名停止を受けている期間中でないこと

3 技術提案書及びプレゼンテーション

（1）求める提案

名護市のまちづくりを深く考察した上で、利便性に優れた合理的な自転車ネットワークの設定及び自転車道整備プログラムの策定の具体的な実施方法について提案を求める。

- ①自転車ネットワーク検討懇談会の運営方法
- ②現状調査の方法
- ③自転車ネットワークの設定方法
- ④自転車道整備プログラムの策定方法
- ⑤自転車ネットワーク基盤整備の実現・促進に向けた具体的方策

（2）提出書類等

- ①参加意思表明書（様式第2号）
- ②申告書（様式第3号）及び裏付け資料
- ③委託業務の執行体制と作業スケジュール（任意様式）
- ④技術提案書（任意様式、A4版、単色・多色いずれも可、15頁以内、両面不可）
- ⑤費用内訳書（任意様式、積算内訳含む）

※費用内訳については契約予算額[380万円（税込み）]を超えないものとする。

※懇談会委員の報酬、費用弁償については別予算を充てるため含まない。

※部数については、④のみ8部、④以外は1部

4 選定方法及び選定結果の通知

庁内委員で構成する「名護市自転車ネットワーク基盤整備調査業務委託プロポーザル選定委員会」において、提出された申告書とプレゼンテーションの結果を審査・配点し、第一位を選定する。

(1) 選定基準

①地域精通度 (20 点)

内容	点数
会社（事務所・営業所含む）の所在地	市内 5 点 県内 3 点
市内における道路関連業務の実績 ※ 1	全地域対象 5 点 一部地域対象 3 点
市内におけるその他計画策定業務の実績（直近 5 年以内） ※ 2	全地域対象 5 点 一部地域対象 3 点
市内におけるワークショップ等開催の実績（直近 5 年以内）	10 回以上 5 点 5 ～ 9 回まで 3 点 1 ～ 4 回まで 2 点
※ 1 道路関連業務＝国・県・市が発注した道路に関する計画策定業務。（例：道路整備プログラム、道路交通センサスなど）ただし、個々の道路の概略設計、実施設計は含まない。 ※ 2 その他計画策定業務＝※ 1 の業務以外の国・県・市が発注した計画策定業務。（例：総合計画、都市計画マスタープラン、緑の基本計画、景観計画など）ただし、都市施設の個別計画は含まない。	

②提案者信頼度 (20 点)

内容	点数
道路関連業務の実績 ※ 1	3 業務以上 5 点 2 業務 3 点 1 業務 2 点
その他計画策定業務の実績 ※ 2	10 業務以上 5 点 5 ～ 9 業務 3 点 1 ～ 4 業務 2 点
担当予定管理技術者の保有資格	技術士※ 3 5 点 R C C M※ 3 3 点 13 年以上※ 4 2 点
担当予定管理技術者の実績	道路関連業務実績 有り 5 点 その他計画策定業務実績 有り 3 点

	なし 0 点
※3 技術士：建設部門、R C C M：都市及び地方計画部門、外国資格を有する者については、あらかじめ技術士相当またはR C C M相当との国土交通大臣認定を受けていること。 ※4 都市計画及び地方計画部門従事期間	

③プレゼンテーション (60 点)

内容	点数
3 技術提案書及びプレゼンテーションを参照	最多得点数 60 点 ※5
※5 持ち点分配方式により、5 名の委員の評価点数の合計を各提案者の点数とする。(各委員の保有点数：12 点。委員は各提案者の技術提案書及びプレゼンテーションの内容を踏まえて、保有点数を各提案者に分配する形で評価を行なう。)	

(2) 選定結果の通知

選定の結果は、プロポーザル参加者全員に通知する。

5 プロポーザルの手続き等

(1) 質問書（様式第 1 号）の提出

本業務に関して質疑がある場合には、質問書を提出。口頭による質問は不可。

提出期限：平成 23 年 5 月 16 日（月）午後 5 時まで

提出場所：事務局

提出方法：直接事務局へ持参、またはメールでも可。（F A X 不可）

※質問に対する回答については、全ての質問を取りまとめた後、平成 23 年 5 月 17 日（火）にメールで各社へ一斉通知する。

(2) 参加意思表明書（様式第 2 号）の提出

提出期限：平成 23 年 5 月 18 日（水）午後 5 時まで（当日消印有効）

提出場所：事務局

提出方法：直接事務局へ持参、または郵送、メールでも可。（F A X 不可）

(3) 技術提案書、費用内訳書、申告書（様式第 3 号）及び裏付け資料、委託業務の執行体制と作業スケジュールの提出

提出期限：平成 23 年 5 月 27 日（金）午後 5 時まで（当日消印有効）

提出場所：事務局

提出方法：直接事務局へ持参、または郵送、メールでも可。（F A X 不可）

※期限を超過し提出された書類は無効とし、提案者は失格とする。

※提出すべき書類に不備があった場合、提案者は失格とする。

※提出書類等に虚偽の記載があった場合、提案者は失格とする。

(4) プレゼンテーション（日時：平成 23 年 5 月 30 日から 6 月 3 日の間で実施予定。）

事前に提出した技術提案書の内容について説明。（15 分程度、プロジェクタ使用可・事務局で用意。日時詳細はプレゼン参加者数が確定後、各社へ連絡）

6 委託契約について

原則として、「名護市自転車ネットワーク基盤整備調査業務委託プロポーザル選定委員会」で第一位に選定された者と委託内容に関する協議を行ない、契約を締結する。ただし、名護市と第一位の者との間で協議が整わず契約が締結できない場合は、次順位以降の者と順次繰り上げて、契約できるものとする。

7 委託業務の内容

1. 自転車ネットワーク検討懇談会の運営（3 回以内）

①自転車ネットワーク及び自転車道整備プログラムの検討

2. 自転車ネットワークの設定

①まちづくりにおける自転車活用の必要性の整理

②現状調査

③自転車活用の方針と目標の設定

④自転車ネットワークの設定

3. 自転車道整備プログラムの策定

①対象ルートの実地調査

②自転車道整備プログラムの策定

4. 自転車ネットワークの実現・促進に向けた提言

①自転車活用のためのソフト施策の検討

※報告書(A4 版カラー、40 部)、概要版(A4 版カラー、100 部)

8 その他補足事項

①選定結果は、プレゼンテーション実施後 1 週間以内を目途に通知する。

②選定結果についての異議申し立ては受理しない。

③提出された技術提案書等の書類は返却しない。

④技術提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者負担とする。

⑤技術提案書において使用する言語は日本語とする。

9 参考

技術提案書を作成する際の資料となる①名護市都市計画マスタープラン概要版と②名護市道路整備プログラム概要版については、事務局において窓口配布するほか、希望者にメールでデータを送信する。

10 事務局（技術提案書提出先及び問い合わせ先）

〒905-8540 沖縄県名護市港一丁目1番1号

名護市 建設部 建設計画課 計画係 仲間進一郎

電 話 0980-53-1212 内線 229

メール shinichirou-n@city.nago.okinawa.jp